

## 田原市人にやさしい住宅リフォーム補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者及び障害者の自立した生活の維持及び拡大を支える住まいづくりの推進を図るため、住宅改修に要する経費の一部を補助することにより、高齢者及び障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象は、田原市の住民基本台帳に記録されている者のうち、現に市内に居住し、次に掲げる各号のいずれかに該当する者で、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないものとする。

(1) 65歳以上の者

(2) 65歳未満の者のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けているもので、同法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号で、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）又は視覚障害を有する身体障害者であって障害程度等級3級以上のもの

(3) 40歳以上65歳未満の者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条の規定による要介護認定又は要支援認定を受けているもの

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となるべき事業（以下「補助事業」という。）は、リフォームヘルパーの相談及び助言により行う住宅改修等のうち、次に掲げるもので、前条に規定する補助対象者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して市長が必要と認めたものとする。

(1) 居室、廊下、浴室、トイレ、台所及び玄関等の使用確保及び安全確保のために必要な設備の作成、取付け等

(2) 住宅と宅地敷地等の段差がある場合で、居住する住宅に入るために必要な設備の整備

(3) 防災ベッド、防災フレーム、耐震シェルター等の設置（ただし、田原市簡易耐震対策助成事業で対象外となったもの）

(4) その他前各号に準ずると認められる住宅改修等

2 前項に規定する補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は除くものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による住宅改修費給付事業の対象となるものに要する経費

(2) 介護保険法の規定に基づき給付される住宅改修に要する経費

(3) 補助金を申請した日の属する年度の3月末日までに完了しない工事に要する経費

(補助金額)

第4条 補助事業金の補助率及び補助金限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金額の算定にあたり、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び決定)

第5条 この要綱に定める補助を受けようとする者（補助対象者に限る。ただし、補助対象者が未成年のときはその親権者とする。以下「申請者」という。）は、人にやさしい住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書を受理したときは、調査書（様式第2号）を作成し、リフォームヘルパーの意見に基づき交付の要否を決定し、人にやさしい住宅リフォーム補助金交付決定通知書（様式第3号）又は人にやさしい住宅リフォーム補助金却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、当該決定に係る補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止（以下「変更等」という。）しようとする場合は、人にやさしい住宅リフォーム補助事業計画変更等申請書（様式第5号）（以下「変更等申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(変更等の決定の通知)

第7条 市長は、変更等申請書を受理したときは、第5条の例により

変更等の決定をし、人にやさしい住宅リフォーム補助事業変更等決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（概算払・前金払）

第8条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、人にやさしい住宅リフォーム補助金概算・前金払請求書（様式第7号）に基づいて、補助金の一部又は全部を概算又は前金により申請者に交付することができる。

（実績報告）

第9条 申請者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、人にやさしい住宅リフォーム補助事業実績報告書（様式第8号）（以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第10条 市長は、実績報告書の提出があったときは、改善の内容について確認を行わなければならない。

2 市長は、前項の確認に基づき、補助事業が適切に完了したと認めるときは、人にやさしい住宅リフォーム補助金確定通知書（様式第9号）を申請者に交付するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、交付すべき補助金を確定したのち、申請者の提出する人にやさしい住宅リフォーム補助金請求書（様式第10号）に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）法令、例規、本要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反した場合

（2）補助金を他の用途に使用した場合

（3）補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められる場合

（4）実支出額が補助対象経費に比べて減少した場合

（5）市長の承認を受けないで、補助事業の内容を変更し、又は補

助事業を中止し、若しくは廃止した場合

(6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があった場合

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年6月17日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成12年6月30日に施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。ただし、第4条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補 助 率	補助事業に要する経費 の 1 / 2
補助金限度額	1 5 万円

様式第1号 (第5条関係)

人にやさしい住宅リフォーム補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所  
氏名  
対象者との関係  
電話 ( )

下記のとおり、人にやさしい住宅リフォーム補助金の交付を受けたいので申請します。

補助金交付申請額		円	工事見積額	円				
対 象 者	氏名	介護保険 被保険者番号						
	性別	男 ・ 女		生年月日	明・大・昭 年 月 日			
	住所							
	要介護度	要支援 1 2		要介護 1 2 3 4 5				
	対象区分	高齢者・障害者	障害者手帳	県 第 号 級				
住居の所有	1 自家                      2 借家 (貸主の承諾書を添付して下さい)							
改善内容	改善箇所 (居室・浴室・トイレ・台所・その他) 改善箇所 (手すりの取付・段差の解消・床材の変更・その他) 改善の内容							
着工予定日	年 月 日		完了予定日	年 月 日				

添付書類 (1) 工事見積書の写し (2) 改善前後の見取図 (平面図)  
(3) 改善部位の仕様のわかるもの (カタログ等) (4) 工事箇所の写真

施工事業者名 及び担当者名		電話	
------------------	--	----	--



様式第3号（第5条関係）

人にやさしい住宅リフォーム補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長

年 月 日付けで申請のあった、人にやさしい住宅リフォーム補助金の交付については、下記のとおり交付することを決定する。

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けによる申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 金 円

補助金の額 金 円

---

（注）補助に付する条件がある場合は、3として記入すること。



様式第4号

人にやさしい住宅リフォーム補助金却下通知書

第 年 月 日  
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで申請のあった、人にやさしい住宅リフォーム補助金の交付については、下記の理由により却下します。

記

却下理由

人にやさしい住宅リフォーム補助事業計画変更等申請書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者

住所

氏名

年 月 日付け で補助金の交付決定を受けた人にやさしい住宅リフォーム事業について計画を変更等したいので、次のとおり申請します。

記

1	変更前の補助金申請額	金	円
	変更後の補助金申請額	金	円
	差 引 増 減 額	金	円

2 計画変更等の内容及び理由

3 添付書類

（1）変更後の工事見積書の写し

（2）変更内容が比較できる見取図（平面図）

様式第6号（第7条関係）

人にやさしい住宅リフォーム補助事業変更等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで変更等申請のあった、人にやさしい住宅リフォーム補助事業について、下記のとおり変更等を行うことを決定したので、通知します。

記

1 変更等の内容・理由

2 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3 補助金の交付条件の変更

様式第7号（第8条関係）

人にやさしい住宅リフォーム補助金概算・前金払請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者  
住所  
氏名

印

人にやさしい住宅リフォーム事業の補助金の概算・前金払を、下記のとおり請求します。

記

- |   |               |   |   |
|---|---------------|---|---|
| 1 | 交付決定（変更交付決定）額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算・前金払請求額     | 金 | 円 |

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫			店
	信用組合・農協			
預金種別	普通・当座	口座番号		
ふりがな 口座名義人				

様式第8号（第9条関係）

人にやさしい住宅リフォーム補助事業実績報告書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住所  
氏名 ⑩

年 月 日付け で補助金の交付決定を受けた人にやさしい住宅リフォーム事業が完了しましたので報告します。

工事場所	
工事に要した経費	
改善内容	
工 期	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日

添付書類 (1) 支払証拠書類の写し  
(2) 完了後の写真  
(3) 補助金請求書

改善工事の内容について調査した結果、申請のとおり完了したことを認めます。 年 月 日 調査者  課 係 ⑩
--

様式第9号（第10条関係）

人にやさしい住宅リフォーム補助金確定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長

年 月 日付けで実績報告のあった、人にやさしい住宅リフォーム補助金については、下記のとおり確定する。

記

- |   |              |   |   |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額      | 金 | 円 |
| 3 | 確定額          | 金 | 円 |

様式第10号（第11条関係）

人にやさしい住宅リフォーム補助金請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者  
住所  
氏名

印

年 月 日付け で確定通知のあった

人にやさしい住宅リフォーム補助金を下記のとおり請求します。

記

補助金確定額	金	円
概算払い済額	金	円
差引今回請求額	金	円

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫			店
	信用組合・農協			
預金種別	普通・当座	口座番号		
ふりがな 口座名義人				